

デザート倫理行動基準

はじめに

このデサント倫理行動基準は、社員一人一人がデサントグループにおいて働く上で、指針とすべき基準を定めています。自分の行動が「社会の常識」からかけ離れていないだろうか、会社の理念に触れていないかどうか見つけてください。疑問に感じたり、迷った時には、この倫理行動基準を参照してください

デサントグループでは、職制を通じて解決できない問題、職制を通じた解決が難しい問題、あるいは倫理に反する他の社員の行動などの相談に対処するため、「デサント倫理相談室」を設置しています。「デサント倫理相談室」は相談を受けた際、相談者のプライバシーの保護に十分配慮してその相談を受け付け、内部、外部のどの専門窓口により解決すべきなのかを適切に判断し、問題の解決に努めます。「デサント倫理相談室」、その他の相談窓口は、当社または関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに株式会社デサント（以下、「デサント」といいます）の監査役に報告します。

デサントグループは、相談者が「デサント倫理相談室」、その他の相談窓口を正当な目的で利用する限り、相談者がその相談により不利益を被らないことを保証します。「デサント倫理相談室」、その他の相談窓口からのデサントの監査役に対する報告についても同様とします。

以上

1) より良い商品作りとサービスの提供

デサントグループは、常にお客様を第一に考え、安全かつ高品質な商品作りを目指し、新たな価値の提案によりいきいきとしたライフスタイルの創造に貢献します。

① より良い商品、サービスの提供

新規性のある商品開発とサービスの追求を行い、お客様に愛される企業を目指します。

② 商品の安全性に関する行動基準（製造物責任への対応）

商品の欠陥により生命や身体、財産等に被害を生じさせないように、デサントは「製品安全基準」に基づき、デサントの関係会社は各社の安全基準及び各国の関係法令等に基づき、設計や工程、素材の確認などの安全管理を行い、安全な商品とサービスの提供を行います。

例えば、工程管理や商品での検針により針などの異物混入を防ぎます。人体に悪い影響を与える材料や薬剤（染料・加工剤など）は使用しません。また、取扱いに注意を要するものについては、安全で取扱い易い構造・仕様を検討し、分かりやすく表示を行います。

万一、商品に関するお申し出や事故などの問題が発生したり、疑問が生じたりした場合は、速やかに上司や各部門の製品安全管理責任者又は製品安全責任者に報告してください。

2) 社会規範を基本にした法令遵守

デサントグループは、その事業活動にあたって法令、その他の社会規範を遵守し、社会良識をもって公明かつ公正に行動します。

すべての法令を熟知することは何人にとっても不可能です。法令に違反するのではないかと疑問が生じたときは、自分ひとりで判断せず、上司や法務担当者に相談するようにしてください。必要に応じて、専門家の助言を受けるようにしてください。

以下に事業活動にあたって直面する法令遵守に係わる4つの行動基準例を示します。

① 独占禁止法遵守に関する行動基準

独占禁止法は、取引の制限をしたり、競争を阻害させるような取引や行為を禁止しています。

例えば、日本においては、業者どうしが共謀して商品の供給量や値段を決定してしまうような協定は「不当な取引制限」に該当する違法行為です。また、売手が買手の転売価格（デサントグループから見れば小売店の店頭価格）を規制すること、例えば値引販売を禁止することは、「不公正な取引方法」の1つとしてこれも日本においては違法行為です。

同業者どうしの共謀や取引先への条件の強要等、他の企業の事業活動を不当に拘束するおそれのある取引に直面したら、まず独占禁止法に違反しないかを考えてみてください。疑問があるときは、上司や法務の担当者と相談するようにしてください。

② 知的財産の尊重に関する行動基準

「知的財産」の代表的なものとしては、特許、実用新案、意匠、商標等の産業財産権、芸術・文芸作品やコンピューターソフト等の著作権があげられます。いずれも、事業活動を行う上で重要な財産です。

デサントグループは、自らの努力により創作したこれらの財産を守り、事業発展のために有効に活用しなければなりません。一方で、他社の知的財産に侵害することがないように十分注意してください。知的財産の権利化・維持または他社の権利の調査については、法務の担当者と相談するようにしてください。

③ インサイダー取引禁止に関する行動基準

役員及び社員は、業務上知り得たデサントグループや他社の秘密情報を私的に使用してはなりません。そのような秘密情報によりデサントグループや他社の株式等の売買を行うことは、日本の金融商品取引法及び各国の関連法で禁止されている「インサイダー取引」に違反するおそれがあります。

会社の合併情報や不祥事といった投資家の判断に影響を及ぼすような重要な未公開情報を入手し、その情報が公開される前に関係する会社の株式等を売買してはなりません。

デサントグループでは、インサイダー取引の未然防止をはかるため、自主的な規制措置を含めた「インサイダー取引管理規程」及び各社の関連規程を制定し、株式等の売買の規制について役員及び社員が遵守すべき事項を定めています。インサイダー取引やこれに紛らわしい行為について疑問のある場合は、上記の規程類を参照し、上司や人事、総務の担当者に相談してください。

④ 情報の収集・記録・保管及び機密保持に関する行動基準

設計図や顧客名簿は、会社にとって重要な秘密情報です。各部署の所属長は、各部署で保管または管理しているノウハウ、技術・営業情報のうち、何を秘密に管理すべきかを明確にした上で注意深く保管してください。役員及び社員は、在職中に知り得た上記秘密情報につき、退職後も秘密を守りこれを他の目的に流用してはなりません。

デサントグループにとって自らの秘密情報が重要な財産であるのと同様、他社にとっても重要な財産です。合法的なルートを経ず他社の秘密情報を入手すると法令違反（不正競争防止法等）を引き起こす恐れがあります。社会的常識に照らして情報の入手経路に疑わしさが感じられるような情報は、受領しないでください。判断に迷うときは、必ず上司に相談してください。

また、お客様の住所や氏名などの個人情報については、厳重に管理し、お客様にご迷惑をかけることがないように最善の注意を払う必要があります。お客様の個人情報を収集するときは、必ずお客様に使用目的をお伝えし、了解を得た上で収集し、目的外の使用をしてはなりません。また、ご本人の同意なしに他社、他人に提供してはなりません。

3) 公正で透明な取引と自由な競争

① 内外商取引に関する行動基準

デサントグループは違法な商取引、社会的に是認されない商取引を行いません。また、商取引によって不当な利益を得たり、与えたりしません。

役員・社員は取引の態様を問わず、事実でないことを告知したり、知り得た事実を告知せず取引を有利に進めるなど不誠実な対応をしてはなりません。社会的な批難を受けることのないように常に誠実な言動を心がけてください。

購買取引先との関係について

低価格で高品質な資材や商品を調達することは、競争力を維持していくためには不可欠なことです。しかし、一方的に価格や納期を決定するなど、相手先に不当な条件を強いることは社会的に許されない行為といえます。購入先の選定や購入価格の決定に際しては、公正で合理的な基準に従わねばなりません。

購買価格や決済条件は個々の取引条件に即して決定されますが、情実やしがらみにとらわれ、これを歪めてはなりません。

販売取引先との関係について

目先の販売成績を上げるために誇大な表現をしたり、過度の期待を相手先に抱かせることのないようにしなければなりません。特に販売促進のためのリベートやコミッションについては、定められた承認手続を経て実行してください。

関係会社・協力企業との関係について

デサントグループと一般企業との結び付きと比較して、デサントと関係会社、協力企業との結び付きは、当然強くなりますが、取引にあたっては公正・妥当な条件によるものとし、常に透明な取引を心掛ける必要があります。

② 内外関係先・取引先との付き合いに関する行動基準

デサントグループは、贈賄や背任などの法令に反する行為を決して行いません。

事業活動を行うにあたり、情報の交換や信頼関係を構築するため、必要に応じて社会的常識の範囲内での接待や贈答をすることがあります。しかし、法令に反する贈賄や背任などの行為は絶対に避けなければならない、また法令に反しない場合も、接待や贈答の度合が過度にならないよう常に気を配る必要があります。

社会的常識から逸脱した饗応や贈答は、競合他社との間でエスカレートしがちなばかりでなく、時には個人や会社が譴責を受けることも有ると考えるべきです。

特に関係先が官公庁やその外郭団体の場合には、民間では常識の範囲内とされる行為でも倫理行動基準違反として処罰されることがあることを認識しなければなりません。

関係会社および協力会社を含めた購買先は、取引の拡大や利益の確保のため時として饗応や贈答をしがちです。したがって購買責任者や担当者は誤解を招く言動しないように心掛けねばなりません。もし、饗応や贈答を受けそうになったり、受けた場合には、上司に報告のうえ対応を決めるなど慎重な行動が求められます。他に知れわたることはないと思いきや安易な気持ちで対応すると、やがて発覚した時に重大な結果を招くこともあると心すべきです。

4) 企業情報の開示

デサントグループは、特に企業秘密と認められるものを除き、株主はもとより、顧客、投資家、取引先、地域社会等、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業経営と事業活動に関する情報を積極的に正確かつ迅速に開示します。

デサントグループは、社外的な企業情報開示の窓口として、担当部署を通じて、誠意をもって対応します。

社員の皆さんは、既に公表されていると確認できた情報以外の開示を社外から求められた場合は、それぞれの担当部署に連絡してください。

社内で開示されている情報でも、社外に開示されていない情報についての取扱いは十分注意してください。

5) 民事介入暴力、その他反社会的勢力及び団体との関係遮断

デサントグループは、民事介入暴力など市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体からの不当な要求には絶対に応じません。問題が起これば、会社として組織的に対応するとともに警察との連携により対処します。

① 民事介入暴力、その他反社会的勢力に関する行動基準

デサントグループは、反社会的勢力に対し「恐れない」「利用しない」「金を出さない」を基本姿勢として、毅然たる態度で対応します。もし、この様な勢力と思われる者に要求された場合は、自分ひとりで解決しようとする、かえってつけ込まれかねないので、早急に上司に報告すると同時に総務担当部署に相談してください。会社として組織的に対応するとともに警察との連携により対処します。

② 利益供与、特殊株主に関する行動基準

デサントグループは、特殊株主への利益供与はもちろん、それらが関係する会社や団体に利益を供与することを禁止します。これらからの要求は、情報誌や機関紙の購読、広告の掲載のほか、物品の購入、仕事の請負参入等多様化していますので注意が必要です。幹部社員を含め、この様な要求を受けた段階で速やかに上司に報告すると同時に総務担当部署に連絡をしてください。総務担当部署が窓口となり会社として組織的に対応するとともに警察との連携により対処します。

6) 環境への積極的な取組み

デサントグループは、地球環境保全が最重要課題の一つであることを認識し、「デサント環境基本理念」に基づき、積極的に地球環境保全活動に取組み、持続可能な社会を目指す環境経営に務めます。

全ての事業活動や商品のライフサイクルにおいて、常に環境に関する各種法令の遵守はもちろんのこと、社内で定める諸ルールを厳守し、温室ガスの削減などの地球環境問題に取り組んでいきます

例えば、環境対応商品の開発や、消灯や室温管理の徹底などによる電力消費の削減、紙の使用量の削減及びリサイクルの促進に積極的に取り組んでいきます。

7) 働きやすい職場環境の構築

① 職場の安全・社員の健康に関する行動基準

デサントグループは、安全かつ衛生的な職場環境の構築に向けて、定められたルールの遵守を徹底し、労働災害撲滅や健康管理を行い、豊かな発想と挑戦意欲を発揮できる企業風土を実現していきます。

デサントグループは、働き方改革を推進してワークライフバランスのとれた生活の実現を行い、健康管理面での各種支援を促進することで従業員一人一人の健康を組織で支え、「生き活きと笑顔で働ける職場づくり」を目指します。

② 人権の尊重、差別禁止に関する行動基準

デサントグループは、社員あるいは当社と関係する全ての人々が、仕事を進めるのに直接関係のない、人種、出身地、男女の別、年齢、身体上のハンディキャップ、宗教などを理由として嫌がらせや差別を受けることがないようにします。

もし、これらの行為が行われた場合は、その実態を正確に把握し、再発防止などの必要な処置を取る必要があります。

これらの行為を見かけたときは、上司、人事総務担当部署、または「デサント倫理相談室」へ勇気をもって報告してください。

8) 社会貢献及び国際協力

デサントグループは、優れた商品、関連するスポーツイベントをお客様に提供することにより、日本国内のみならず、全世界に向けて、広く社会に貢献することを目指します。また、国外の企業や団体と接するときは、それぞれの地域の文化、風習を尊重し、その理解に努めます。

① 社会貢献、地域貢献、その他公共活動に関する行動基準

デサントグループは、優れた商品、サービスの開発を進め、この提供を通じて広く社会に貢献することを目指します。

また、良き企業市民として、それぞれの事業所所在地における地域社会に貢献できる企業を目指します。

② 国際協力、海外文化、慣習等の尊重に関する行動基準

デサントグループは、国外の企業、団体と接するときは、それぞれの地域の文化、風習を尊重し、その理解に努めます。異文化間の摩擦を未然に防ぎ、世界平和の維持のため一役を担います。

9) 役員・幹部社員の責務

役員および幹部社員は、本行動基準を自ら率先垂範の上、管理指導と社内体制の整備を行うとともに、もし本行動基準に反するような事態が発生した時は、原因究明、情報開示にあたり、自らを含め責任を明確にして、再発防止策を徹底します。